

三井住友信託銀行株式会社が実施する 東洋製罐グループホールディングス株式会社に対する ポジティブ・インパクト評価に係る第三者意見

株式会社日本格付研究所（JCR）は、三井住友信託銀行株式会社が東洋製罐グループホールディングス株式会社に実施するポジティブ・インパクト評価に対し、第三者意見書を提出しました。

<要約>

本第三者意見は、三井住友信託銀行株式会社（三井住友信託銀行）が東洋製罐グループホールディングス株式会社（以下、「同社」とし、また、同社、連結子会社、非連結子会社並びに関連会社を総称して「同社グループ」という）に実施するポジティブ・インパクト評価（本PI評価）に対して、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が策定した「PIF原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」（モデル・フレームワーク）への適合性、並びに環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォース（PIF TF）が纏めた「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合性を確認したものである。株式会社日本格付研究所（JCR）は、PIF第4原則で推奨されている評価の透明性及び客観性確保のため、独立した第三者機関として、(1)本PI評価の合理性及び本PI評価に基づくファイナンスのインパクト、並びに(2)三井住友信託銀行のPIF評価フレームワーク及び本PI評価のPIF原則に対する準拠性等について確認を行った。なお、本第三者意見は2026年3月31日付の本PI評価を対象としており、有効期限は本PI評価に準じる。

(1)本PI評価の合理性及び本PI評価に基づくファイナンスのインパクト

同社は、国内44社（同社含む）と海外50社のグループ会社を有する総合容器メーカーである。中核事業の「包装容器事業」は缶・ペットボトル製品等で国内トップシェアを誇り、他に「エンジニアリング・充填・物流事業」、「鋼板関連事業」、「機能材料関連事業」等を展開している。同社グループは1917年に創立され、100年以上の歩みのなかで培われた「モノづくり力」と世界17か国に展開されるグローバルネットワークが同社グループの強みである。今後は、包装容器事業の国内シェアを維持・拡大するとともに、資本収益性向上に向けて東南アジア等への海外展開を積極的に進めていくことで、同社グループの経済価値向上を図っていく方針である。

同社グループは、持続可能な社会の実現に向けて価値の最大化を図るべく、2050年を見据えた「長期経営ビジョン2050『未来をつつむ』」を策定しており、同社グループの目指す姿・ありたい姿として、“世界中のあらゆる人びとを安心・安全・豊かさでつつむ「くらしのプラットフォーム」「未来をつつむ」”を掲げている。また、“多様性への対応：もっと、ひとりひとりのそばに。 ”、“持続可能な社会の実現：ずっと、地球とともに。”を同社グループが実現したいこととして示している。また、長期経営ビジョンを実現するために「中長期経営目標2030」を定め、同目標を達成するためのアクションプランとして「中期経営計画2025」を策定している。これらのビジョン・目標を達成するため、国連グローバル・コンパクト（UNGC）やTCFDへの賛同署名、SBTの「1.5°C目標」の認定を取得したGHG排出量削減目標の設定など、国

際イニシアチブへの賛同や外部認証等の取得により実効性のある事業活動を行っている。

同社グループは、サステナビリティ経営をグループ横断的に行うことを目的として、グループサステナビリティ委員会を設置している。グループサステナビリティ委員会は、同社社長を委員長とし、ビジネス及びコーポレートを担当する同社グループの役員が構成委員となっており、年4回開催される。さらに、ESGテーマごとに推進分科会（環境活動推進分科会、人権・DE&I推進分科会、グループガバナンス推進分科会）を設置している。分科会での議論を踏まえ、グループサステナビリティ委員会で協議された事項は、必要に応じて経営戦略会議、経営執行会議で報告され、事業戦略に反映される。なお、グループサステナビリティ委員会の活動内容は委員会開催後遅滞なく取締役会に報告され、監督を受ける体制となっている。サステナビリティ推進体制が概ね確立され、適切なインパクト・マネジメント運営に努めている。

本PI評価では、同社の事業活動全体に対する包括的分析が行われた。同社のサステナビリティ活動も踏まえ、インパクトエリア／トピックを特定のうえ「(1)社会課題の解決およびサーキュラーエコノミーの実現」、「(2)環境への貢献」、「(3)多様な価値観の共創」の3項目のインパクトが選定された。そして、各インパクトに対してKPIが設定された。インパクト(1)～(3)は、いずれも同社の長期経営ビジョンと中期経営計画に基づいて設定されたマテリアリティに係るものである。今後、これらのインパクトに係るKPI等に対して、モニタリングが実施される予定である。

JCRは、本PI評価におけるインパクト特定の内容について、モデル・フレームワークに示された項目に沿って確認した結果、適切な分析がなされていると評価している。また、本PI評価のKPIに基づくインパクトについて、PIF原則に例示された評価基準に沿って確認した結果、多様性・有効性・効率性・追加性が期待されると評価している。当該KPIは、上記のインパクト特定及びサステナビリティ活動の内容に照らしても適切である。さらに、本PI評価におけるモニタリング方針について、本PI評価のインパクト特定及びKPIの内容に照らして適切であると評価している。従ってJCRは、本PI評価において、持続可能な開発目標(SDGs)に係る三側面(環境・社会・経済)を捉えるモデル・フレームワークの包括的インパクト分析(インパクトの特定・評価・モニタリング)が、十分に活用されていると評価している。

(2)三井住友信託銀行のPIF評価フレームワーク及び本PI評価のPIF原則に対する準拠性等

JCRは、三井住友信託銀行のPIF商品組成に係るプロセス、手法及び社内規程・体制の整備状況、並びに同社に対するPI評価について確認した結果、PIF原則における全ての要件に準拠していると評価している。また、本PI評価は「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であると評価している。

以上より、JCRは、本PI評価がPIF原則及びモデル・フレームワークに適合していること、また「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合していることを確認した。

*詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

第三者意見

評価対象:三井住友信託銀行株式会社の東洋製罐グループホールディングス株式会社に対する
ポジティブ・インパクト評価

2026年3月31日

株式会社日本格付研究所

目 次

<要約>	2
I. 第三者意見の位置づけと目的	3
II. 第三者意見の概要.....	4
III. 本 PI 評価の合理性等について.....	5
1. 東洋製罐グループホールディングスの概要等.....	5
1-1. 事業概要	5
1-2. 東洋製罐グループホールディングスの経営戦略及び中期経営計画の概要	6
1-3. サステナビリティに関する体制及び運営方法に対する意見.....	6
2. インパクト特定の適切性評価.....	13
2-1. 包括的分析とインパクトエリア／トピック.....	13
2-2. 個別インパクトの評価.....	18
2-3. JCR による評価.....	20
3. KPI の適切性評価及びインパクト評価.....	21
3-1. KPI 設定の概要.....	21
3-2. JCR による評価.....	34
4. モニタリング方針の適切性評価.....	36
5. モデル・フレームワークの活用状況評価.....	36
IV. PIF 原則に対する準拠性等について	37
1. PIF 第 1 原則 定義.....	37
2. PIF 第 2 原則 フレームワーク.....	38
3. PIF 第 3 原則 透明性	39
4. PIF 第 4 原則 評価.....	39
5. インパクトファイナンスの基本的考え方.....	39
V. 結論.....	40

<要約>

本第三者意見は、三井住友信託銀行株式会社（三井住友信託銀行）が東洋製罐グループホールディングス株式会社（以下、「同社」とし、また、同社、連結子会社、非連結子会社並びに関連会社を総称して「同社グループ」という）に実施するポジティブ・インパクト評価（本PI評価）に対して、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が策定した「PIF原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」（モデル・フレームワーク）への適合性、並びに環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォース（PIF TF）が纏めた「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合性を確認したものである。株式会社日本格付研究所（JCR）は、PIF第4原則で推奨されている評価の透明性及び客観性確保のため、独立した第三者機関として、(1)本PI評価の合理性及び本PI評価に基づくファイナンスのインパクト、並びに(2)三井住友信託銀行のPIF評価フレームワーク及び本PI評価のPIF原則に対する準拠性等について確認を行った。なお、本第三者意見は2026年3月31日付の本PI評価を対象としており、有効期限は本PI評価に準じる。

(1) 本PI評価の合理性及び本PI評価に基づくファイナンスのインパクト

同社は、国内44社（同社含む）と海外50社のグループ会社を有する総合容器メーカーである。中核事業の「包装容器事業」は缶・ペットボトル製品等で国内トップシェアを誇り、他に「エンジニアリング・充填・物流事業」、「鋼板関連事業」、「機能材料関連事業」等を展開している。同社グループは1917年に創立され、100年以上の歩みのなかで培われた「モノづくり力」と世界17か国に展開されるグローバルネットワークが同社グループの強みである。今後は、包装容器事業の国内シェアを維持・拡大するとともに、資本収益性向上に向けて東南アジア等への海外展開を積極的に進めていくことで、同社グループの経済価値向上を図っていく方針である。

同社グループは、持続可能な社会の実現に向けて価値の最大化を図るべく、2050年を見据えた「長期経営ビジョン2050『未来をつつむ』」を策定しており、同社グループの目指す姿・ありたい姿として、“世界中のあらゆる人びとを安心・安全・豊かさでつつむ「くらしのプラットフォーム」『未来をつつむ』”を掲げている。また、“多様性への対応：もっと、ひとりひとりのそばに。”、“持続可能な社会の実現：ずっと、地球とともに。”を同社グループが実現したいこととして示している。また、長期経営ビジョンを実現するために「中期経営目標2030」を定め、同目標を達成するためのアクションプランとして「中期経営計画2025」を策定している。これらのビジョン・目標を達成するため、国連グローバル・コンパクト（UNGC）やTCFDへの賛同署名、SBTの「1.5°C目標」の認定を取得したGHG排出量削減目標の設定など、国際イニシアチブへの賛同や外部認証等の取得により実効性のある事業活動を行っている。

同社グループは、サステナビリティ経営をグループ横断的に行うことを目的として、グループサステナビリティ委員会を設置している。グループサステナビリティ委員会は、同社社長を委員長とし、ビジネス及びコーポレートを担当する同社グループの役員が構成委員となっており、年4回開催される。さらに、ESGテーマごとに推進分科会（環境活動推進分科会、人権・DE&I推進分科会、グループガバナンス推進分科会）を設置している。分科会での議論を踏まえ、グループサステナビリティ委員会で協議された事項は、必要に応じて経営戦略会議、経営執行会議で報告され、事業戦略に反映される。なお、グループサステナビリティ委員会の活動内容は委員会開催後遅滞なく取締役会に報告され、監督を受ける体制となっている。サステナビリティ推進体制が概ね確立され、適切なインパクト・マネジメント運営に努めている。

本PI評価では、同社の事業活動全体に対する包括的分析が行われた。同社のサステナビリティ活動も踏まえ、インパクトエリア／トピックを特定のうえ「(1)社会課題の解決およびサーキュラーエコノミーの実現」、「(2)環境への貢献」、「(3)多様な価値観の共創」の3項目のインパクトが選定された。そして、各インパクトに対してKPIが設定された。インパクト(1)～(3)は、いずれも同社の長期経営ビジョンと中期経営計画に基づいて設定されたマテリアリティに係るものである。今後、これらのインパクトに係るKPI等に対して、モニタリングが実施される予定である。

JCRは、本PI評価におけるインパクト特定の内容について、モデル・フレームワークに示された項目に沿って確認した結果、適切な分析がなされていると評価している。また、本PI評価のKPIに基づくインパクトについて、PIF原則に例示された評価基準に沿って確認した結果、多様性・有効性・効率性・追加性が期待されると評価している。当該KPIは、上記のインパクト特定及びサステナビリティ活動の内容に照らしても適切である。さらに、本PI評価におけるモニタリング方針について、本PI評価のインパクト特定及びKPIの内容に照らして適切であると評価している。従ってJCRは、本PI評価において、持続可能な開発目標（SDGs）に係る三側面（環境・社会・経済）を捉えるモデル・フレームワークの包括的インパクト分析（インパクトの特定・評価・モニタリング）が、十分に活用されていると評価している。

(2) 三井住友信託銀行のPIF評価フレームワーク及び本PI評価のPIF原則に対する準拠性等

JCRは、三井住友信託銀行のPIF商品組成に係るプロセス、手法及び社内規程・体制の整備状況、並びに同社に対するPI評価について確認した結果、PIF原則における全ての要件に準拠していると評価している。また、本PI評価は「インパクトファイナンスの基本的考え方」と統合的であると評価している。

以上より、JCRは、本PI評価がPIF原則及びモデル・フレームワークに適合していること、また「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合していることを確認した。

I. 第三者意見の位置づけと目的

JCRは、三井住友信託銀行が同社に実施するPI評価に対して、UNEP FIの策定したPIF原則及びモデル・フレームワーク、並びにPIF TFの纏めた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に沿って第三者評価を行った。本PI評価は、三井住友信託銀行及び三井住友信託銀行の承諾を得た他の金融機関が、同社に対しPIFとして実施する複数のファイナンスで参照することが想定されている。PIFとは、SDGsの目標達成に向けた企業活動を、金融機関等が審査、評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定、評価のうえ、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

PIF原則は4つの原則からなる。第1原則は、SDGsに資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認でき、ネガティブな影響を特定し対処していること、第2原則は、PIF実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第3原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第4原則は、PIF商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

本第三者意見は、PIF第4原則で推奨されている評価の透明性及び客観性確保のため、JCRが独立した第三者機関として、本PI評価の合理性及び本PI評価に基づくファイナンスのインパクト、並びに三井住友信託銀行のPIF評価フレームワーク及び本PI評価のPIF原則に対する準拠性等を確認し、本PI評価のPIF原則及びモデル・フレームワークへの適合性、並びに「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合性について確認することを目的とする。

II. 第三者意見の概要

本第三者意見は、三井住友信託銀行が同社に対して 2026 年 3 月 31 日付で実施する PI 評価への意見表明であり、以下の項目で構成されている。

<本 PI 評価の合理性等について>

1. 同社のサステナビリティ活動の概要
2. インパクト特定の適切性評価
3. KPI の適切性評価及びインパクト評価
4. モニタリング方針の適切性評価
5. モデル・フレームワークの活用状況評価

<PIF 原則に対する準拠性等について>

1. 三井住友信託銀行の PIF 商品組成に係るプロセス、手法及び社内規程・体制の整備状況が PIF 原則に準拠しているか
2. 三井住友信託銀行が定めた社内規程に従い、同社に対する PI 評価を適切に実施できているか

III. 本 PI 評価の合理性等について

本項では、本 PI 評価におけるモデル・フレームワークの包括的インパクト分析（インパクトの特定・評価・モニタリング）の活用状況と、本 PI 評価に基づくファイナンスのインパクト（①多様性、②有効性、③効率性、④倍率性、⑤追加性）について確認する。

1. 東洋製罐グループホールディングスの概要等

1-1. 事業概要

事業は以下のセグメントより構成されている。

図表 1 同社グループの事業概要

セグメント	事業内容
包装容器事業	飲料用空缶・食品用空缶などの金属製品や、ボトルやパウチなどのプラスチック製品をはじめ、キャップ・紙製容器・ガラスびんなど、日常生活を支える各種包装容器の製造販売事業を展開している。
エンジニアリング・充填・物流事業	製缶・製蓋機械や飲料充填設備などの製造販売、飲料充填品・エアゾール製品・一般充填品（液充填製品）の受託製造販売、貨物自動車運送業や倉庫業など、包装容器のバリューチェーンの拡大と、環境負荷低減を目指し事業を展開している。
鋼板関連事業	缶用材料をはじめ、電気・電子部品用材料、自動車・産業機械部品用材料、建築・家電用材料など、くらしのあらゆる場面で活躍する各種鋼板材料の製造販売を中心に事業を展開している。
機能材料関連事業	磁気ディスク用アルミ基板・光学用機能フィルム・塗薬・顔料・ゲルコート・微量要素肥料など、多種多様な機能を備えた材料の製造販売を中心に事業を展開している。

出典：統合報告書 2025 を基に三井住友信託銀行作成

1-2. 東洋製罐グループホールディングスの経営戦略及び中期経営計画の概要

同社グループは、持続可能な社会の実現に向けて価値の最大化を図るべく、2050年を見据えた「長期経営ビジョン2050『未来をつつむ』」を策定しており、同社グループの目指す姿・ありたい姿として、“世界中のあらゆる人びとを安心・安全・豊かさでつつむ「くらしのプラットフォーム」「未来をつつむ」”を掲げている。また、“多様性への対応：もっと、ひとりひとりのそばに。”、“持続可能な社会の実現：ずっと、地球とともに。”を同社グループが実現したいこととして示している。

2050年のありたい姿からバックキャストし、2030年に達成を目指す定量的・定性的な経営目標である「中長期経営目標2030」では、基本方針を「2030年に向けた経済価値と社会・環境価値目標を設定し、企業価値の向上を図る」としている。具体的には、経済価値の目標を2030年度に売上高1兆円、営業利益800億円と掲げており、社会・環境価値の目標を「1. Eco Action Plan 2030による環境への貢献」、「2. 持続可能なバリューチェーンの構築」、「3. 多様な人材が成長し活躍できる事業環境の実現」としている。また、現行の「中期経営計画2025」では最終年度である2025年度に、売上高8,500億円、営業利益500億円、EBITDA1,100億円、ROE5%を目指している。

1-3. サステナビリティに関する体制及び運営方法に対する意見

三井住友信託銀行は、UNEP FIのCorporate Impact Analysis ToolのImpact Managementの評価項目に準拠して、同社グループのサステナビリティに関する方針・体制及び運営方法について評価を行った。以下に評価の要点と三井住友信託銀行の意見を記載する。

(1) サステナビリティに関する方針と体制

同社グループは、経営思想にサステナビリティを取り入れており、経営理念である「常に新しい価値を創造し、持続可能な社会の実現を希求して、人類の幸福に貢献します。」の実現に向けて、グループ各社が経営に際して遵守し、実践すべき枠組みとして「東洋製罐グループサステナビリティ憲章」を定めている。また、同社グループ社員が新たな価値を創出し、持続可能な社会の実現や人類の幸福への貢献を具体的な行動として示した「東洋製罐グループ行動指針」を定め、社員一人ひとりや、同社グループ各社が経営理念の実現に向けて活動している。

また、サステナビリティ経営をグループ横断的に行うことを目的として、グループサステナビリティ委員会を設置している。グループサステナビリティ委員会は、同社社長を委員長とし、ビジネス及びコーポレートを担当する同社グループの役員が構成委員となっており、年4回開催される。さらに、ESGテーマごとに推進分科会（環境活動推進分科会、人権・DE&I推進分科会、グループガバナンス推進分科会）を設置している。

各分科会での議論を踏まえ、グループサステナビリティ委員会で協議された事項は、必要に応じて経営戦略会議、経営執行会議で報告され、事業戦略に反映される。なお、グループサステナビリティ委員会の活動内容は委員会開催後遅滞なく取締役会に報告され、監督を受ける体制となっており、サステナビリティに関する堅固なガバナンス体制が構築され、取締役会の監督のもと適切に執行されていると三井住友信託銀行は判断した。

図表2 経営思想

■ 経営理念

常に新しい価値を創造し、持続可能な社会の実現を希求して、人類の幸福に貢献します。

■ 東洋製罐グループサステナビリティ憲章

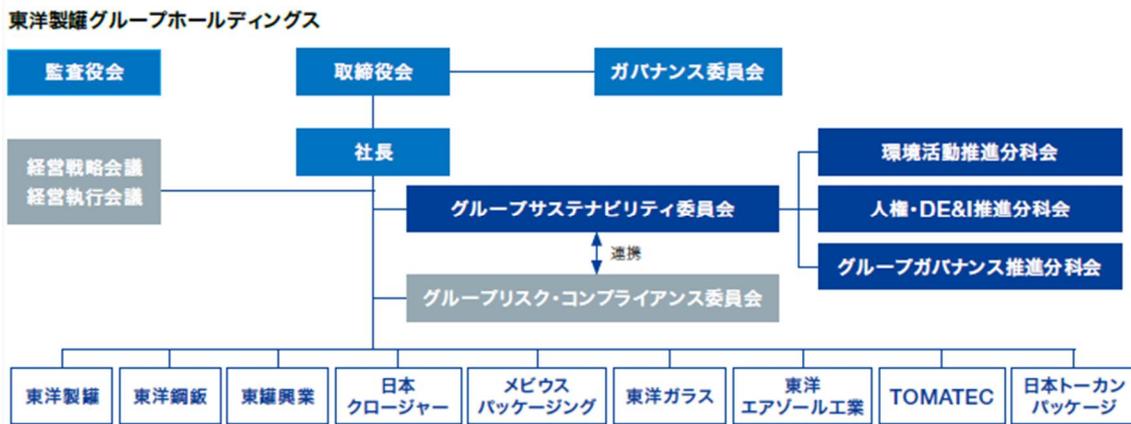
- 経営思想の実践を通じて、持続可能な社会の実現を目指します
- ステークホルダーとの対話、協働を通じて共創価値の向上に取り組みます
- マテリアリティを特定し、行動指針と行動規準に基づいて課題解決に取り組みます
- 本憲章の精神のもと、グループ一体となった事業活動を推進します

■ 東洋製罐グループ行動指針

- 社会課題に着目する ————— みつけよう! 暮らしの中の小さな課題を
- 常に学び、工夫する ————— かさねよう! 知恵を技術を
- さまざまな人を巻き込む ————— つなげよう! 自分の力と仲間の力を

出典：統合報告書 2025

図表3 サステナビリティ推進体制



出典：統合報告書 2025

以上より、三井住友信託銀行は、サステナビリティに関する堅固なガバナンス体制が構築され、取締役会の監督のもと適切に執行されていると判断した。

(2) サステナビリティに関するマテリアリティ

同社グループは、持続可能な社会の実現に貢献するため、優先的に取り組む課題を「東洋製罐グループのマテリアリティ（重要課題）」として特定している。マテリアリティの特定にあたっては、GRI、SASB 等の国際的なガイドラインと「中期経営計画 2025」、業界課題をベースに同社グループが重視すべき課題を抽出している。そして、経営思想等との整合性や、事業会社役員等とのワークショップにおける各課題への評価を加味し、同社グループにとっての重要度を精査するとともに、容器包装業界における重要課題、機関投資家が企業に求める重要 ESG テーマ等の情報をベースに、ステークホルダーにとっての重要度を精査した上で、優先順位付けを行っている。さらには、外部有識者による特定プロセス、マテリアリティ候補についてのレビューを受け、妥当性を確認、取締役会での決議プロセスを経て、同社グループのマテリアリティを特定しており、特定にあたってはステークホルダーへの影響度と同社グループにとっての影響度の 2 軸で評価している。

上記を踏まえ、マテリアリティの特定の過程において、多様なステークホルダーや経営層の意見が十分に反映されていると評価できる。また、「2-1. 包括的分析とインパクトエリア/トピックの特定、2-2. 個別インパクトの評価」で特定した重要なインパクトエリア/トピックについてマテリアリティが設定されていることを三井住友信託銀行は確認した。

加えて、マテリアリティに対する具体的な活動を推進し、企業価値の持続的な向上を図るため、マテリアリティの進捗報告と評価を、毎年グループサステナビリティ委員会で実施している。グループサステナビリティ委員会による進捗と評価の結果は、取締役会に報告され、取締役がその妥当性を確認している。また、中期経営計画の期間ごとに、マテリアリティを見直すことで、社会的、環境的、経済的な変化に対応し、事業戦略とサステナビリティへの取り組みを常に最新の状態に保つとしている。マテリアリティごとに KGI を設定し、具体的な取り組み内容を定め進捗状況を管理し、PDCA サイクルによる取り組みの推進がなされている。

図表 4 マテリアリティ

マテリアリティ		東洋製罐グループのマテリアリティ(重要)
マテリアリティ	概要説明	
多様なライフスタイルを支える製品・サービスの開発と提供	長期経営ビジョン2050で実現したいこととして掲げている“多様性への対応”の達成に向け、ライフスタイルや消費者ニーズの多様化を意識した製品・サービスを提供し、社会課題の解決に貢献すること	
環境配慮型製品・サービスの開発と提供	長期経営ビジョン2050で実現したいこととして掲げている“持続可能な社会の実現”の達成に向け、地球環境への貢献に資する製品やサービスを提供し、社会課題の解決に貢献すること	
環境への貢献	Eco Action Plan 2030で掲げた脱炭素社会、資源循環社会、自然共生社会の実現に向け、環境負荷の低減に資する各種取り組みを実施すること	
人権の尊重	自社のみならずサプライチェーン全体において、差別、強制労働、ハラスメント等の人権侵害が行われていないことを確認し、防止に努めること	
従業員の尊重	安全と健康、ダイバーシティに配慮された働きがいのある職場環境を整えることに加え、新たな価値創造につながる挑戦を続ける人材を確保・育成し、競争力の維持・向上につなげること	
コンプライアンスの徹底	法令や企業倫理、規範を遵守することに加え、腐敗や反競争的行為の防止に向けた取り組みを行うこと	

出典：統合報告書 2025

(3) 社会・環境に及ぼすリスクに対する方針・管理体制

同社グループは、「東洋製罐グループ人権方針」、「東洋製罐グループ環境方針」を策定しており、社会・環境に及ぼすリスクの抑制に努めている。

「東洋製罐グループ人権方針」の策定にあたって、世界的なリスク調査・分析機関 Verisk Maplecroft 社の人権リスクデータベースに基づき、「人権課題に関する定量調査」を行っている。事業と関連の深い10の人権課題について、事業領域別・国別に顕著な影響評価の定量調査を実施した結果、同社グループが展開している事業領域の業界リスクは全体的に中から低レベルであることが確認されている。さらに同社グループ内の関係者に対するヒアリングを中心に、サプライチェーン上の潜在的な人権課題及びそれにかかわりの深いステークホルダーに関する調査も行ったうえで、人権方針を策定している。

また、2002年に制定した「東洋製罐グループ環境方針」に基づいて、事業活動を通じた地球環境の保全と質的改善に取り組んでいる。2021年には、「低炭素社会」の実現から2050年のカーボンニュートラルを目指した「脱炭素社会」の実現に変更し、2030年度に向けた中長期目標を上方修正するなど、環境負荷を低減するための施策を具体化することで実効性を高め、実現に向けた取り組みを着実に推進している。

管理体制においては、「グループリスク及び危機管理規定」に基づきリスクマネジメントに取り組んでいる。同社グループの業績及び財務、経営に好ましくない可能性があるものとして、人権に関するコンプライアンスリスク、環境リスクやバリューチェーンを含む事業・経営リスクなどの8つを重要なリスクと位置づけ、改善に向けた目標を設定し、同社グループ全体のリスクマネジメントを行っている。グループリスク・コンプライアンス委員会などを通して、状況を確認し、改善及び予防措置を講じており、また同社グループ各社はそれぞれの推進体制のもとでリスク管理方針や基本計画の策定、会社全体のリスクマネジメント状況の取りまとめなどを行っている。また、非司法的な苦情処理プラットフォームである「対話救済プラットフォーム」を提供する一般社団法人ビジネスと人権対話救済機構(JaCER)に加盟しており、この対話救済プラットフォームを通して、バリューチェーンを含むあらゆるステークホルダーを対象とした人権に関わる苦情・通報を受け付けている。

以上により、同社グループ全体のリスクを適切にマネジメントする体制が整備されていることを三井住友信託銀行は確認した。

図表5 社会・環境に及ぼすリスクに対する方針

東洋製罐グループ人権方針

1. 適用の範囲

本方針は、東洋製罐グループのすべての役員と従業員に適用します。また、東洋製罐グループの製品・システム・サービスに関係するすべてのビジネスパートナーに対しても、本方針の遵守を求めます。

2. 基本的な考え方

私たちは、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づく人権尊重の取り組みを推進するとともに、次に示すような人権にかかわる国際的規範を支持し尊重していきます。

- 国連「国際人権章典」（世界人権宣言と国際人権規約）
- 国際労働機関（ILO）「労働における基本的原則及び権利に関する宣言」
- 国連総会決議「先住民の権利に関する国際連合宣言」

3. 人権尊重の責任

私たちは、自らの事業活動において影響を受ける人々の人権を侵害しないこと、また、自らの事業活動において人権への負の影響が生じた場合は是正に向けて適切な対応をとることにより、人権尊重の責任を果たし、責任あるサプライチェーンを築いていきます。

4. 人権デュー・ディリジェンス

私たちは、人権に対する負の影響を特定し、その防止及び軽減を図るため、人権デュー・ディリジェンスの仕組みを構築します。

5. 対話・協議

私たちは、本方針を実行する過程において、独立した外部機関による人権に関する専門知識を活用し、ステークホルダーとの対話と協議を真摯に行います。

6. 教育・研修

私たちは、本方針がすべての事業活動に組み込まれ、効果的に実行されるよう、適切な教育・研修を行います。

7. 救済

私たちの事業活動が、人権に対する負の影響を引き起こした、あるいは取引関係等を通じた関与が明らかとなった場合には、国際基準に基づく、対話と適切な手続きを通じて、その救済に取り組みます。

8. 責任者

私たちは、本方針の実行に責任を持つ担当役員を明確にし、実施状況を監督します。

9. 情報開示

私たちは、人権尊重の取り組みの進捗状況及びその結果を、ウェブサイトなどで開示します。

10. 適用法令

私たちは、事業活動を行うそれぞれの国または地域における法と規制を遵守します。国際的に認められた人権と各国の法令の間に矛盾がある場合には、国際的な人権原則を最大限に尊重するための方法を追求します。

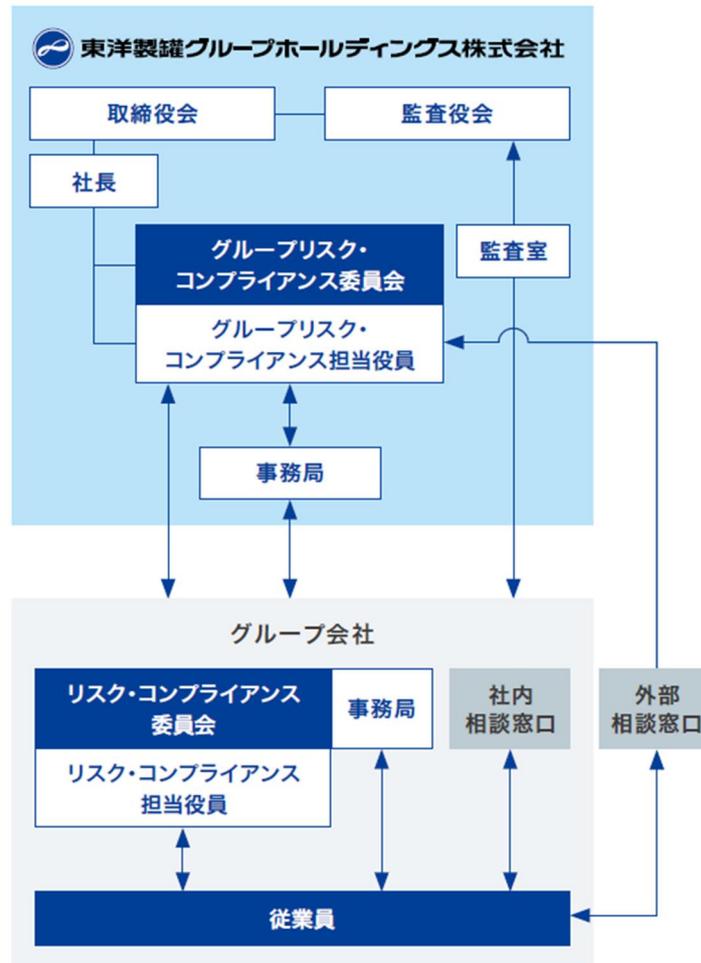
東洋製罐グループ環境方針

1. 省エネルギーに努めるとともに、再生可能エネルギーの利用比率を向上し、温室効果ガス（GHG）排出量を削減します。
2. ライフサイクルを通じて、環境負荷を低減した製品・サービス・システムを提供するために、再生材料や再生可能材料の利用ならびに製品のリサイクル性向上などを実現する製品設計を行います。
3. 資源の有効利用のために、投入材料の削減、発生する廃棄物の削減および再資源化を行います。
4. 環境への影響が懸念される物質は使用量および排出量を削減するとともに、代替物質への切り換えに努めます。
5. 環境汚染を予防するとともに、地球規模での海洋プラスチック問題について、解決にむけて取り組みます。
6. 事業活動が生態系に与える影響を把握し、生物多様性に配慮した活動を推進します。
7. ステークホルダーとの環境コミュニケーションを積極的に行い、相互理解に努めます。

出典：同社ホームページ

図表 6 社会・環境に及ぼすリスクの管理体制

リスク・コンプライアンス体制図



出典：統合報告書 2025

図表 7 重要なリスク

重要なリスク	
①自然災害・感染症・事故リスク	自然災害からの事業継続／伝染病・感染症／労働災害・安全衛生
②コンプライアンスリスク	コンプライアンス／人権侵害や差別
③事業・経営リスク	経済状況の変化／生産コストの変動／原材料の調達／価格競争の激化／研究開発／投融資（企業買収・資本参加・設備投資等）／デジタル化の推進／取引先の信用リスク／人材確保と育成／訴訟のリスク／海外ビジネス
④情報セキュリティリスク	個人情報の漏洩／営業秘密・機密情報の漏洩／サイバー攻撃・ウイルス侵入
⑤財務・会計リスク	資金調達／会計基準および税制等の変更
⑥製造・品質リスク	
⑦環境リスク	
⑧カントリーリスク	

出典：統合報告書 2025

(4) その他

2026年3月13日、同社グループの連結子会社である日本トーカンパッケージ株式会社（以下、「日本トーカンパッケージ社」という）は、日本トーカンパッケージ社が段ボールの製造を委託している取引先に貸与している「印版」および「木型」（以下、総称して「印版等」という）について、当該印版等を用いて製造する製品の発注を長期間行わないにも関わらず、取引先に、無償で、当該印版等を保管していたことが、改正前の下請法第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）に違反すると判断され、公正取引委員会から勧告を受けた。2024年4月1日以降、対象となる取引先数は132社、対象となる印版等の個数は7,846個となる。

日本トーカンパッケージ社は、勧告を受けた対象となる全ての取引先と協議を開始しており、一部の取引先には保管料相当額の支払いを行っている。また、不要となっている印版等については、回収または廃棄の対応を進めている。

日本トーカンパッケージ社は公正取引委員会の勧告に従い、勧告内容及びそれに対する日本トーカンパッケージ社の対応策を記した書面の全役員および全従業員への周知および取引先に対する同様の文書の送付と周知をする措置を速やかに進めている。また、勧告を受けた対応として再発防止に向け、社内体制の整備のために、外部弁護士を講師として、役員および従業員に対して改めて下請法の研修の実施を進めている。

日本トーカンパッケージ社は、上記の対応を行い、速やかに公正取引委員会へ改善報告書を提出予定である。三井住友信託銀行は、同報告書に基づく日本トーカンパッケージ社のコンプライアンス強化体制並びに再発防止に向けた取り組みにつき、同社を通じてモニタリングしていく。

以上(1)乃至(4)より、サステナビリティ推進体制が概ね確立され、適切なインパクト・マネジメント運営に努めている。直近にて、公正取引委員会の勧告を受けてはいるものの、勧告に対して速やかに再発防止策を講じることが確認できているため、同社グループをポジティブ・インパクト評価に資する先であると三井住友信託銀行は評価した。

2. インパクト特定の適切性評価

2-1. 包括的分析とインパクトエリア／トピック

本PI評価では、同社グループの事業活動全体に対する包括的分析が行われ、同社グループのサステナビリティ活動も踏まえてインパクトエリア／トピックが特定された。

(1) セグメント分析

売上高ベースでのセグメント内訳は以下の通りである。上位2セグメントで、売上高の8割を占めているが、他事業については細かな分類が必要となり、全体に占める割合も小さいことから、当該2セグメントを分析対象とする。

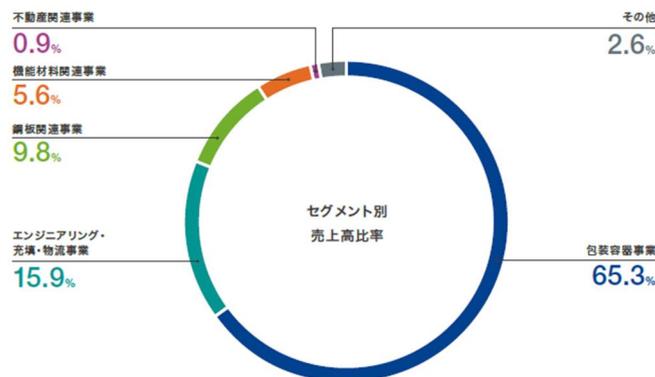
分析にあたっては、同社グループ事業を国際標準産業分類（ISIC： International Standard Industrial Classification of All Economic Activities）における「他に該当しないその他の金属加工製品の製造業」、「プラスチック製品の製造業」、「段ボール、板紙及び紙、板紙の容器の製造業」、「ガラス及びガラス製品の製造業」、「金属成形機械及び工作機械の製造業」、「他に分類されないその他の化学製品の製造業」、「倉庫保管業」として整理した。

図表8 セグメント別売上高（2025年3月期）

セグメントの名称	金額（百万円）
包装容器事業	602,447
エンジニアリング・充填・物流事業	146,407
鋼板関連事業	89,987
機能材料関連事業	51,866
不動産関連事業	8,080
報告セグメント計	898,790
その他	23,726
合計	922,516

出典：2025年3月期 有価証券報告書

図表9 セグメント別売上高比率（2025年3月期）



出典：統合報告書 2025

(2) エリア分析

売上高におけるエリアの内訳は以下の通りである。

同社グループの連結売上高で大きな割合を占める日本、アジア（タイ、中国、マレーシア、ベトナム、フィリピン）を主な分析対象とした。

図表 10 エリア別売上高比率（2025年3月期）

エリア別売上高比率

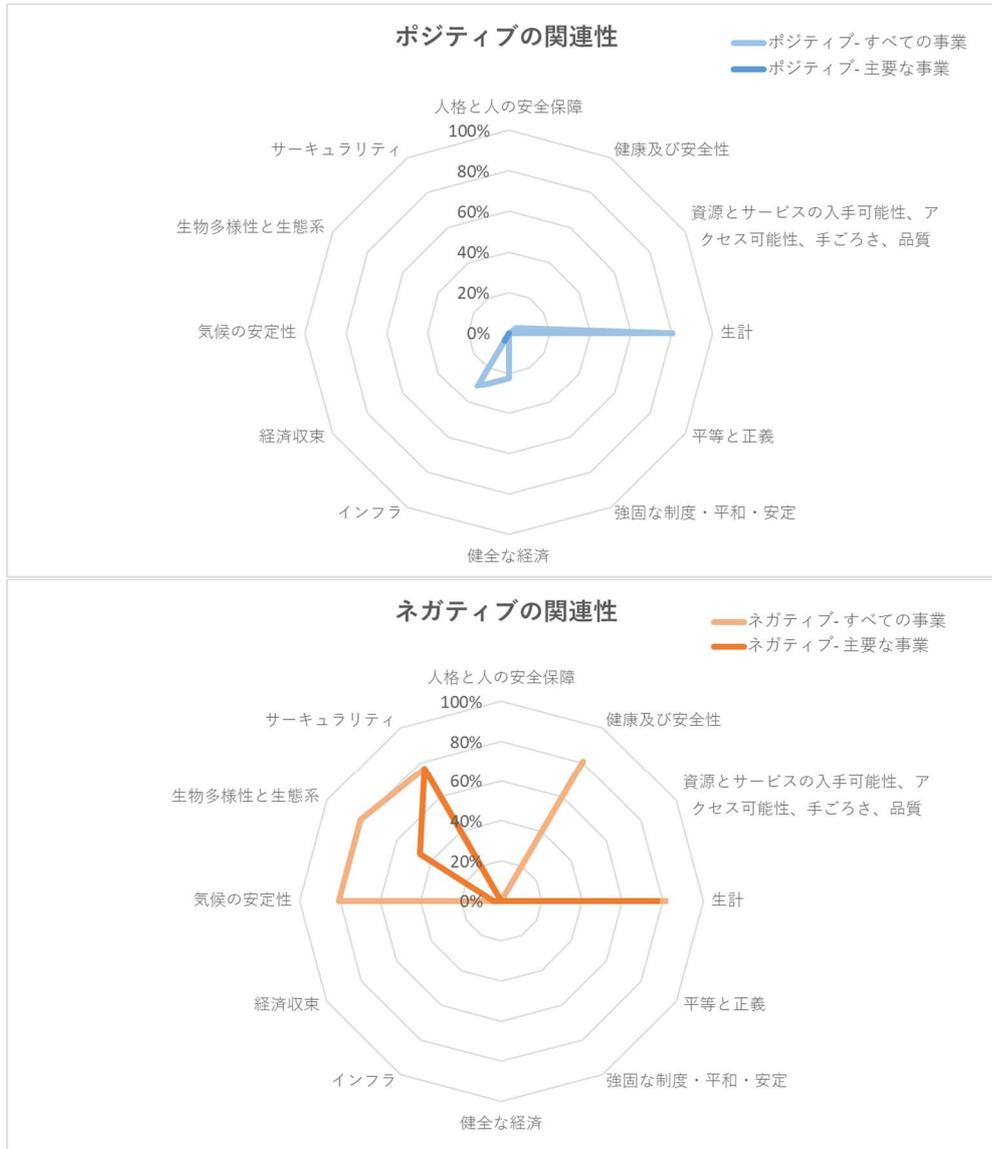


出典：統合報告書 2025

(3) インパクト・レーダーチャート

前述のセグメント及びエリアの観点を踏まえ、UNEP FI の Impact Analysis Tool を用いて、同社グループのインパクトエリア／トピックを特定した。以下、簡明に「インパクトエリア」ベースでの分析結果を図示する。

図表 11 インパクト・レーダーチャート

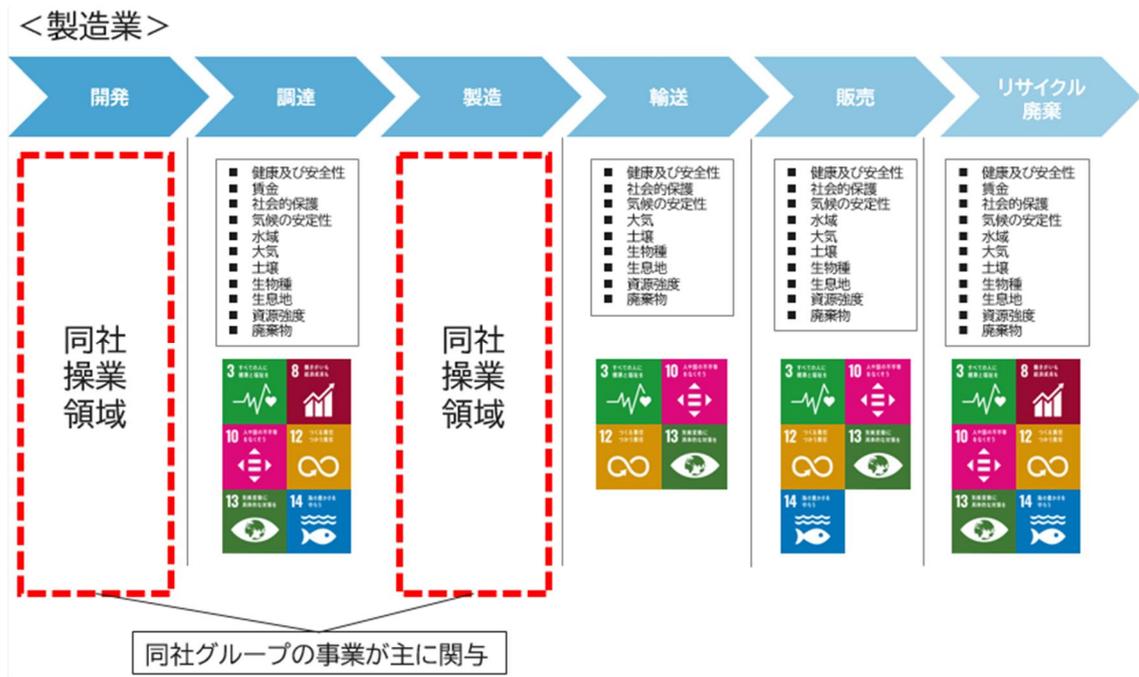


出典：UNEP FI Impact Analysis tool を基に三井住友信託銀行作成

(4) サプライチェーン分析

上記セグメント分析の対象とした同社グループのセグメントにおけるサプライチェーンは以下の通りである。サプライチェーン上で想定されるネガティブ・インパクトは「健康及び安全性」、「賃金」、「社会的保護」、「気候の安定性」、「水域」、「大気」、「土壌」、「生物種」、「生息地」、「資源強度」、「廃棄物」を特定した。

図表 12 サプライチェーンの構図



出典：三井住友信託銀行作成

(5) インパクトエリア／トピックの特定

図表 11 で示したインパクトエリア／トピックに対し、サプライチェーン分析の結果を踏まえ、以下を同社グループのインパクトエリア／トピックとした。

図表 13 特定したインパクトエリア／トピック

インパクトエリア	インパクトトピック	PI	NI
人格と人の安全保障	紛争		
	現代奴隷		
	児童労働		
	データプライバシー		
	自然災害		
健康及び安全性			
資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	水		
	食糧		
	エネルギー		
	住居		
	健康と衛生		
	教育		
	移動手段		
	情報		
	コネクティビティ		
	文化と伝統		
ファイナンス			
生計	雇用		
	賃金		
	社会的保護		
平等と正義	ジェンダー平等		
	民族・人種平等		
	年齢差別		
	その他の社会的弱者		
強固な制度・平和・安定	法の支配		
	市民的自由		
健全な経済	セクターの多様性		
	零細・中小企業の繁栄		
インフラ			
経済収束			
気候の安定性			
生物多様性と生態系	水域		
	大気		
	土壌		
	生物種		
	生息地		
サーキュラリティ	資源強度		
	廃棄物		

※PI: ポジティブ・インパクト、NI: ネガティブ・インパクト

出典: UNEP FI Impact Analysis Tool を基に三井住友信託銀行作成

2-2. 個別インパクトの評価

(1) 個別インパクトの設定

前述の分析等を踏まえ、本評価では以下のインパクトテーマを設定した。

なお、以下の通り、(a)「健康及び安全性」、(b)「賃金」「社会的保護」については、ネガティブ・インパクトの抑制に向けた体制が整えられていることから、本評価においてインパクトテーマの設定外とした。

一方で、同社グループは「多様なライフスタイルを支える製品・サービス」において、身体面・社会面・心の豊かさなどへの配慮、食の安心安全・品質への貢献、食の課題解決など、人々の快適な生活や食と健康に大きく貢献する製品・サービスの開発に取り組んでおり、「健康及び安全性」、「食糧」をインパクトエリア／トピック（ポジティブ・インパクト）に追加した。

また、「環境配慮型製品・サービス」では、温室効果ガス排出削減・製品のLC-CO₂削減・製品の環境貢献、資源の使用量削減・資源の循環利用・再生可能資源への切り替え、水や自然資本の使用量の削減・生態系への影響の軽減など、脱炭素社会・資源循環社会・自然共生社会に大きく貢献する製品・サービスの開発に取り組んでおり、同様に、「気候の安定性」、「資源強度」、「廃棄物」もインパクトエリア／トピック（ポジティブ・インパクト）に追加した。

さらに、マテリアリティに「従業員の尊重」を掲げており、「安全と健康、ダイバーシティに配慮された働きがいのある職場環境を整えることに加え、新たな価値創造につながる挑戦を続ける人材を確保・育成し、競争力の維持・向上につなげること」と説明していることから、「ジェンダー平等」をインパクトエリア／トピック（ネガティブ・インパクト）に追加した。

(a) 「健康及び安全性」

同社グループは、従業員の健康を経営上の重要な課題と位置づけ、その維持と増進に努めることを目指し、2017年9月に「東洋製罐グループ健康経営宣言」を制定している。

また、人事担当役員を健康経営推進責任者とし、人事部および産業医、産業保健職、衛生管理者と連携したグループ健康経営推進体制を整えている。経営レベルの会議において、従業員一人ひとりが健康で生き生きと働くことができるよう健康経営^{※1}を推進していく方針であるグループ人事ポリシーの実現に向けて、グループ健康経営の全体方針、取り組み状況の確認を行っている。加えて、グループ健康経営推進会議では、「成果を出していく健康経営」にするためにグループ共通指標・目標値を掲げ、PDCAを回しており、健康診断やストレスチェック結果をもとに施策を検討、決定している。さらに、協力会社や請負業者と共に、事業場での安全活動や防災行事を実施している。

(b) 「賃金」「社会的保護」

同社グループは「東洋製罐グループ行動規準」を遵守するうえで認識している代表的な人権リスクとして、「雇用及び職業におけるあらゆる差別」、「賃金（未払い賃金の防止、法定最低賃金以上の適正賃金、同一労働同一賃金の推進）」などを挙げている。

賃金については、同社グループの平均賃金は、国内の平均賃金水準以上であることを同社より三井住友信託銀行は確認している。また、法定福利厚生制度（健康保険組合の運営、厚生年金、雇用・労災保険等）を整備しており、更には独自の福利厚生制度（独身寮・家族社宅、確定拠出年金制度や退職金制度等の資産形成支援）も設けている。

さらに、増加する外国人労働者の雇用に伴い、彼らの人権を尊重し、働きやすい環境を提供することを重要な課題と捉えている。外国人労働者が就業している事業所を訪問し、第三者調査委員とともに書類審査、工場現場の査察、

¹ 健康経営[®]は、NPO法人健康経営研究会の登録商標

労働者インタビューを実施した（対象：日本クロージャー株式会社石岡工場）。この調査では、労働契約や賃金、労働時間、住居環境などを詳しくチェックし、問題点の把握と是正を図っている。

図表 14 本評価におけるインパクトエリア／トピック

インパクトエリア	インパクトトピック	PI	NI
人格と人の安全保障	紛争		
	現代奴隷		
	児童労働		
	データプライバシー		
	自然災害		
健康及び安全性		●	
資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	水		
	食糧	●	
	エネルギー		
	住居		
	健康と衛生		
	教育		
	移動手段		
	情報		
	コネクティビティ		
	文化と伝統		
	ファイナンス		
生計	雇用	●	
	賃金		
	社会的保護		
平等と正義	ジェンダー平等		●
	民族・人種平等		
	年齢差別		
	その他の社会的弱者		
強固な制度・平和・安定	法の支配		
	市民的自由		
健全な経済	セクターの多様性		
	零細・中小企業の繁栄		
インフラ			
経済収束			
気候の安定性		●	●
生物多様性と生態系	水域		●
	大気		●
	土壌		●
	生物種		●
	生息地		●
サーキュラリティ	資源強度	●	●
	廃棄物	●	●

※PI: ポジティブ・インパクト、NI: ネガティブ・インパクト

出典：UNEP FI Impact Analysis tool を基に三井住友信託銀行作成

2-3. JCR による評価

JCR は、本 PI 評価におけるインパクト特定の内容について、モデル・フレームワークに示された項目に沿って以下のとおり確認した結果、適切な分析がなされていると評価している。

モデル・フレームワークの確認項目	JCR による確認結果
事業会社のセクターや事業活動類型を踏まえ、操業地域・国において関連のある主要な持続可能性の課題、また事業活動がこれらの課題に貢献するかどうかを含めて、事業環境を考慮する。	業種・エリア・サプライチェーンの観点から、同社グループの事業活動全体に対する包括的分析が行われ、インパクトエリア／トピックが特定されている。
関連する市場慣行や基準（例えば国連グローバル・コンパクト 10 原則等）、また事業会社がこれらを遵守しているかどうかを考慮する。	同社は、国連グローバル・コンパクトへの参画、TCFD 提言への賛同表明等を行い、それぞれ対応を進めていることが確認されている。
CSR 報告書や統合報告書、その他の公開情報で公に表明された、ポジティブ・インパクトの発現やネガティブ・インパクトの抑制に向けた事業会社の戦略的意図やコミットメントを考慮する。	同社の公表している「統合報告書」「有価証券報告書」「長期経営ビジョン 2050『未来をつつむ』」「中長期経営目標 2030」等を踏まえ、インパクトエリア／トピックが特定されている。
グリーンボンド原則等の国際的イニシアティブや国レベルでのタクソノミを使用し、ポジティブ・インパクトの発現するセクター、事業活動、地理的位置（例えば低中所得国）、経済主体の類型（例えば中小企業）を演繹的に特定する。	UNEP FI のインパクト分析ツール、グリーンボンド原則・ソーシャルボンド原則のプロジェクト分類等の活用により、インパクトエリア／トピックが特定されている。
PIF 商品組成者に除外リストがあれば考慮する。	同社は、三井住友信託銀行の定める融資方針等に基づく不適格企業に該当しないことが確認されている。
持続可能な方法で管理しなければ、重大なネガティブ・インパクトを引き起こし得る事業活動について、事業会社の関与を考慮する。	同社グループの事業で想定し得る重要なネガティブ・インパクトとして、GHG の排出や天然資源の使用量削減が特定されている。これらは、同社のマテリアリティ等で抑制すべき対象と認識されている。 同社グループの一社である日本トーカンパッケージで下請法違反に該当する事案が発生し、公正取引委員会の勧告を受けている。JCR は、日本トーカンパッケージ社が公正取引委員会の勧告に従い、取引先への保管料相当額の支払いや、再発防止に向けた体制の構築など、不祥事案の再発防止に向けた取り組みを実施していること、併せて公正取引委員会へ改善報告書を速やかに提出予定であることを三井住友信託銀行に確認している。また、三井住友信託銀行が同報告書に基づく日本トーカンパッケージ社のコンプライアンス強化体制並びに再発防止に向けた取り組みにつき、同社を通じてモニタリングしていく方針であることを JCR は確認している。
事業会社の事業活動に関連する潜在的なネガティブ・インパクトや、公表されている意図と実際の行動（例えばサプライチェーンの利害関係者に対してや従業員の中での行動）の明らかな矛盾を特定するため、考え得る論点に関する利用可能な情報を検証する。	三井住友信託銀行は、原則として同社の公開情報を基にインパクトエリア／トピックを特定しているが、重要な項目に関しては、その裏付けとなる内部資料等の確認及びヒアリングの実施により、手続きを補完している。なお、JCR は三井住友信託銀行の作成した PI 評価書を踏まえて同社にヒアリングを実施し、開示内容と実際の活動内容に一貫性があることを確認している。

3. KPIの適切性評価及びインパクト評価

3-1. KPI設定の概要

図表 15 本評価におけるインパクトテーマ

	インパクトテーマ	インパクトエリア／トピック	関連するマテリアリティ	関連するSDGs
①	社会課題の解決およびサーキュラーエコノミーの実現	健康及び安全性、食糧、気候の安定性、資源強度、廃棄物	多様なライフスタイルを支える製品・サービスの開発と提供、環境配慮型製品・サービスの開発と提供	2.1、12.5、13.1
②	環境への貢献	気候の安定性、水域、大気、土壌、生物種、生息地、資源強度、廃棄物	環境への貢献	6.4、6.6、7.2、7.3、12.2、12.4、13.1
③	多様な価値観の共創	雇用、ジェンダー平等	従業員の尊重	5.5

(1) 社会課題の解決およびサーキュラーエコノミーの実現

本テーマが創出するインパクト	
人々の快適な生活や食への貢献およびサーキュラーエコノミーの実現	
対応方針	
多様なライフスタイルを支える製品・サービスおよび環境配慮型製品・サービスの開発・提供	
目標	2030年までに認定された製品・サービスの売上高比率30%以上
指標 (KPI)	認定された製品・サービスの売上高比率 (多様なライフスタイルを支える製品・サービスと環境配慮型製品・サービスの合計)
インパクトエリア／トピック	
ポジティブ・インパクト	健康及び安全性、食糧、気候の安定性、資源強度、廃棄物
ネガティブ・インパクト	—
SDGsとの関連性	
SDGs 目標	「2.飢餓」「12.持続可能な消費と生産」「13.気候変動」
SDGs ターゲット	2.1、12.5、13.1

(a) 多様なライフスタイルを支える製品・サービスおよび環境配慮型製品・サービスの開発・提供

i) 対応方針と目標に対する評価

同社グループは、長期経営ビジョン 2050 で「多様性への対応」「持続可能な社会の実現」を目指しており、マテリアリティとして「多様なライフスタイルを支える製品・サービスの開発と提供」、「環境配慮型製品・サービスの開発と提供」を掲げている。

これらに対応する製品・サービスを「Open Up! Products & Services」として、各事業会社から申請された製品・サービスについて、認定フローに基づき審議の上、グループサステナビリティ委員会において年1回認定されており、目標として2030年度までに認定された製品・サービスの売上高比率30%以上を設定している。これまでの実績について2020年度は11.9%であったのに対し、2024年度は25.5%へと上昇しており、同社グループが目標の早期達成および更なる向上を目指していることを三井住友信託銀行は確認している。

図表 16 「Open Up! Products & Services」の認定プロセス

認定プロセス

認定フロー

事業会社から申請された製品については、以下のフローに基づき審議の上、「Open Up! Products & Services」として認定します。



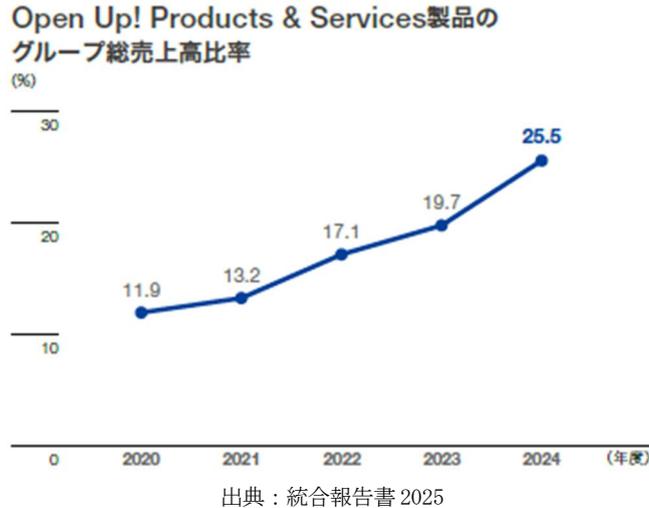
認定基準

顧客や社会などのステークホルダーにとって、以下の点において、貢献する製品・サービスかどうかを審査会にて公正に審議します。

マテリアリティ	詳細
多様なライフスタイルを支える製品・サービスの開発と提供    	あらゆる人のくらしの安心・安全・豊かさを 実現させる製品・サービス 貢献領域 快適な生活・食と健康
環境配慮型製品・サービスの開発と提供      	製品のライフサイクルを通じて環境負荷を を少なくするよう配慮した製品・サービス 貢献領域 脱炭素・資源循環・自然共生

出典：同社ホームページ

図表 17 「Open Up! Products & Services」製品の実績推移



ii) 目標達成に向けた取り組み

多様なライフスタイルを支える製品・サービス」の例として、「Finger Fitting Tab」が挙げられる。同製品では、指にやさしく開けやすい新たなタブとして、指にフィットするタブで開封性を向上させるとともに、開封者本人の意図に反して蓋が開口してしまうリスク低減にもつながり、より人に優しく安全性の高い食缶を提供している。

また、今後 20 年間で基幹的農業従事者は現在の約 1/4 程度（116 万人（2023 年時点）→30 万人）まで減少することなどが見込まれ、従来の生産方式を前提とした農業生産では、農業の持続的な発展や食料の安定供給を確保できないという課題がある。かかる中、TOMATEC 株式会社が製造する養液栽培用配合肥料は、打ち手として植物工場などのスマート農業に期待が寄せられており、水耕栽培に最適な肥料として、食料の安定供給に貢献している。

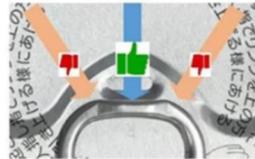
なお、「Open Up! Products & Services」全体に占める「多様なライフスタイルを支える製品・サービス」の割合はまだ大きくないものの、引き続き取り組みを進める方針であることを三井住友信託銀行は同社よりヒアリングしている。

図表 18 「Finger Fitting Tab」 について



①指がかけやすいタブ

指にフィットする凹形状のタブを採用することで、強い指掛けが可能となるとともに、指の接触面が増えることで指先の痛みや違和感を低減します。



②正確に開口できるように促します。

タブが凹形状をしていることから、タブの中心に自然と指が誘導されます。これにより、斜め方向からの指掛けを防止し、開口ミスの発生を抑制します。



③不意に開いてしまうリスクの低減

タブの先端を凹形状にすることで、タブの下に他の製品等が入り込むことによる意図しない開口を防止します。

出典：同社ホームページ

「環境配慮型製品・サービス」の例としては、「再生パルプ配合紙コップ」が挙げられる。東罐興業株式会社は、工場損紙やこれまで焼却処理されていた使用済み紙コップを再資源化し、再び飲料用紙コップとして活用する「CUP to CUP」の水平リサイクルを実現している。撥水性などの加工が施された紙コップは、一般的にリサイクルが難しいとされてきたが、再生原料化から成型までを一貫して行う独自のスキームにより、資源の循環利用が可能になっている。同製品では、原紙の中間層に再生パルプを 25%配合し、バージンパルプの使用量の削減により、原紙製造時の温室効果ガス（GHG）排出量を約 10%抑制している。この再生スキームでつくられた再生紙コップは、2024 年 6 月に期間限定で JAL 国内線にて提供された。今後は他社への採用も進め、さらなる普及と社会的認知の拡大を目指すとしている。

図表 19 「再生パルプ配合紙コップ」 について



出典：統合報告書 2025

これらの取り組みを通じて、人々の快適な生活や食への貢献およびサーキュラーエコノミーの実現へ大きく貢献するインパクトを期待できると三井住友信託銀行は考えている。

三井住友信託銀行は今後の取り組み進捗状況や必要に応じて目標の見直しの検討状況をモニタリングしていく方針である。

(2) 環境への貢献

本テーマが創出するインパクト	
脱炭素社会、省資源化の実現	
(a) 対応方針	
GHG 排出量削減	
目標	ア. 事業活動での GHG 排出量 (Scope1,2) を 2030 年度までに 50%削減 (2019 年度比) イ. サプライチェーンでの GHG 排出量 (Scope3) を 2030 年度までに 30%削減 (2019 年度比)
指標 (KPI)	ア. 事業活動での GHG 排出量 (Scope1,2) 削減率 (※) イ. サプライチェーンでの GHG 排出量 (Scope3) 削減率 (※) (※) 対象: 東洋製罐グループホールディングス株式会社、東洋製罐株式会社、東洋鋼板株式会社、東罐興業株式会社、日本クロージャー株式会社、メビウスパッケージング株式会社、東洋ガラス株式会社
インパクトエリア/トピック	
ポジティブ・インパクト	—
ネガティブ・インパクト	「気候の安定性」
SDGs との関連性	
SDGs 目標	「7.エネルギー」、「13.気候変動」
SDGs ターゲット	7.2、7.3、13.1
(b) 対応方針	
枯渇性資源 ^{※2} の使用量削減、プラスチック製品の化石資源の使用量削減	
目標	ア. 枯渇性資源の使用量を 2030 年度までに 30%削減 (2013 年度比) イ. プラスチック製品の化石資源の使用量を 2030 年度までに 40%削減 (2013 年度比)
指標 (KPI)	ア. 枯渇性資源の使用量削減率 (※) イ. プラスチック製品の化石資源の使用量削減率 (※) (※) 対象: 東洋製罐グループホールディングス株式会社、東洋製罐株式会社、東洋鋼板株式会社、東罐興業株式会社、日本クロージャー株式会社、メビウスパッケージング株式会社、東洋ガラス株式会社
インパクトエリア/トピック	

² 自然のプロセスにより、人間などの利用速度以上には補給されない天然資源

	ポジティブ・インパクト	—
	ネガティブ・インパクト	「気候の安定性」、「大気」、「土壌」、「生物種」、「生息地」、「資源強度」、「廃棄物」
SDGs との関連性		
	SDGs 目標	「12.持続可能な消費と生産」
	SDGs ターゲット	12.2、12.4
(c) 対応方針		
取水量の削減		
目標	事業活動における取水量を売上高原単位で前年度比 1%改善	
指標 (KPI)	事業活動における取水量 (売上高原単位) ^(※) (※) 対象：東洋製罐グループホールディングス株式会社、東洋製罐株式会社、東洋鋼板株式会社、東罐興業株式会社、日本クロージャー株式会社、メビウスパッケージング株式会社、東洋ガラス株式会社	
インパクトエリア/トピック		
	ポジティブ・インパクト	—
	ネガティブ・インパクト	「水域」
SDGs との関連性		
	SDGs 目標	「6.水・衛生」
	SDGs ターゲット	6.4、6.6

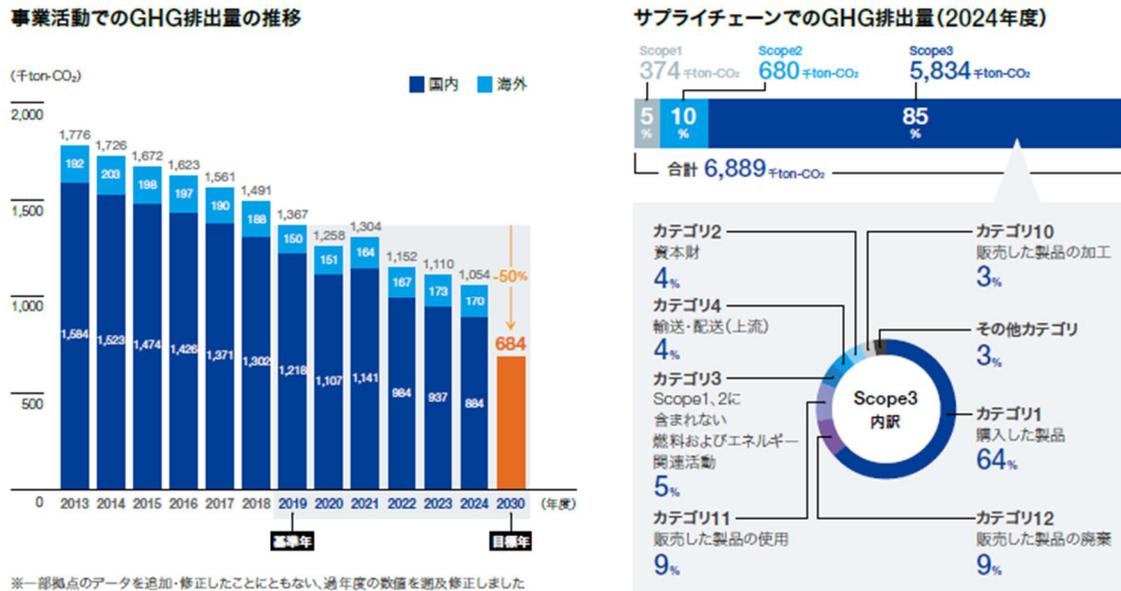
(a) GHG 排出量削減

i) 対応方針と目標に対する評価

同社グループは 2050 年長期目標としてカーボンニュートラルを実現することを目指している。そのため、中期的な環境目標である「Eco Action Plan 2030」において、2030 年度に事業活動での GHG 排出量 (Scope1, 2) を 50%削減 (2019 年度比)、2030 年度にサプライチェーンでの GHG 排出量 (Scope3) を 30%削減 (2019 年度比) とする目標を定めている。

なお、本目標は国際的なイニシアチブである SBT (Science Based Targets) の「1.5°C目標」の認定を取得しており、脱炭素社会の実現に向けて妥当な目標であると三井住友信託銀行は考えている。

図表 20 事業活動／サプライチェーンでの GHG 排出量の推移



出典：統合報告書 2025

ii) 目標達成に向けた取り組み

事業活動での GHG 排出量 (Scope1, 2) の削減に向けては、設備投資更新をはじめとする各種省エネルギー活動、再生エネルギーの活用を継続、推進する方針である。

同社グループは図表 20 の「事業活動での GHG 排出量の推移」の通り、GHG 排出量 (Scope1, 2) の削減を進めている。

同社グループでは 2024 年度に、新たに国内 8 拠点及び海外 1 拠点到太陽光発電設備を導入している。メビウスパッケージング株式会社では川崎工場での省エネ活動が評価され、2023 年 10 月に川崎市の第 12 回スマートライフスタイル大賞表彰式において奨励賞を受賞し引き続き省エネ活動を続けていく。また東洋ガラス株式会社では、燃焼方式を空気燃焼から酸素燃焼に変更することで、溶融窯 1 基あたりの GHG 排出量が約 20%削減されることが見込まれており、二酸化炭素を排出しない燃料である水素を活用した「酸素水素燃焼窯」の開発も進めている。さらには、同社グループは株式会社 J C C L が保有する CO₂分離回収技術の早期社会実装を加速させるため、株式会社 J C C L、三井物産プラスチック株式会社との 3 社共同の取り組みを進めることに合意しており、同社グループが包装容器の製造で培ってきた技術力及び三井物産プラスチック株式会社の販売網等を活用し、共同で取り組みを開始する方針である。

図表 21 太陽光発電設備の導入実績

2024年度導入実績



東洋製罐 静岡工場



日本トーカンパッケージ 仙台工場



東洋製罐グループエンジニアリング 福島工場
※ 太陽光発電と非化石証書を活用した電力購入を組み合わせ、CO₂排出実質ゼロを達成



Next Can Innovation Co., Ltd.

出典：同社ホームページ

サプライチェーンでの GHG 排出量 (Scope3) の削減に向けては、リサイクル材の採用や軽量化をはじめとする各種資源循環の取り組みをさらに強化していく方針である。

東洋製罐株式会社は、飲料缶の底部をリフォームして強化し、軽量化を可能とする缶底耐圧強度向上技術 (CBR (Compression Bottom Reform)) を使用したアルミ飲料缶の開発を実現した。この技術は、aTULC 缶胴径 202 径 (190ml) とアルミ DI 缶胴径 211 径 (350ml・500ml) に採用されている。これにより、GHG 排出量のさらなる削減が期待される。

その他の取り組みとして、東洋製罐株式会社 豊橋工場では、無溶剤型の生産ラインをレトルト食品用パウチの生産にも対応できるように開発し、無溶剤型生産ラインを増設している。無溶剤型ラインは、溶剤型ラインと比較して GHG 排出量を 1 ラインあたり約 94%削減し、有機溶剤使用量も大幅に削減することができる。2024 年 3 月には、この取り組みが評価され、豊橋商工会議所「第 12 回環境経営賞」^{※3}最優秀賞を受賞している。今後も環境に貢献できる製品づくりを通して、持続可能な社会の実現に向けて取り組み、購入する原材料の削減から輸送、使用段階、廃棄に至る Scope3 排出量削減にも貢献が期待されるとしている。

³ 利益の追求と環境負荷の低減を両立しながら、地域企業が行っている先進的かつ実践的な取り組みを積極的に広く発信することで、環境経営の考え方を普及浸透させることを目的とした賞

(b) 枯渇性資源の使用量削減、プラスチック製品の化石資源の使用量削減

i) 対応方針と目標に対する評価

同社グループは、持続可能な包装容器の実現を目指し、分別に適した製品設計開発や使用済み容器の回収を促進する仕組みづくりにも取り組み、サーキュラーエコノミーの実現に貢献していく方針である。同社グループの事業は、金属や石油といった枯渇性資源から作られた原材料を加工することで包装容器などを製造している。そのため投入材料の削減や、発生廃棄物の削減及び再資源化を図るなど、資源を有効利用することは同社グループの大きな使命と考えている。特に包装容器廃棄物は、環境省による2023年度の家ごみの組成調査で、容積比で63.6%を占めていることがわかっている。

中期的な環境目標である「Eco Action Plan 2030」において、2030年度に枯渇性資源の使用量を30%削減（2013年度比）、2030年度にプラスチック製品の化石資源（石油・天然ガスなど）の使用量を40%削減（2013年度比）、を目標に掲げている。

2024年度までの実績については、枯渇性資源の使用量は19.0%の削減（残り11.0%）、プラスチック製品の化石資源は23.8%の削減（残り16.2%）となっており、いずれも目標達成のためには引き続きの企業努力が必要であると三井住友信託銀行は考えている。

ii) 目標達成に向けた取り組み

同社グループでは全体の物質収支の把握に努め、環境負荷の低減に取り組んでいる。また、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づき、プラスチック使用製品産業廃棄物の排出量を管理し、抑制・再資源化に努めている。

図表 22 同社グループ物質フロー

東洋製罐グループ物質フロー（2024年度）



出典：同社ホームページ

金属缶における再生材使用比率の向上、プラスチック容器における再生材及び植物由来樹脂の利用率向上は、「Eco Action Plan 2030」の目標達成、さらには社会的な課題の解決にもつながるとしている。これらの活動は資源の有効利用だけでなく、材料製造時におけるエネルギー削減にも寄与するため、地球温暖化対策の観点からも重要な取り組みであると同社グループは考えている。また、分別に適した製品設計開発や使用済み容器の回収を促進する仕組みづくりにも取り組んでいる。

具体的には、プラスチックのバリューチェーンを構成する12社で、持続可能な社会の実現に向けて、プラスチック課題解決に貢献すべく、使用済みプラスチックの再資源化事業に取り組む共同出資会社、株式会社アールプラスジャパンを設立し、2020年6月から事業を開始した。株式会社アールプラスジャパンへの参画を通して、環境負荷の少ない効率的な使用済みプラスチックの再資源化技術の開発、及び国内での実用化に向けた取り組みを支援していくとしている。

図表 23 株式会社アールプラスジャパンへの参画企業一覧

参画企業一覧



出典：同社ホームページ

枯渇性資源である金属や石油から包装容器を製造する際に、化学物質が発生し土壌汚染や大気汚染につながる可能性があると同社グループは考えている。同社グループの取り組みによる枯渇性資源の使用量やプラスチック製品の化石資源の使用量の削減を通じて、土壌汚染や大気汚染の発生並びに生物種や生態系への悪影響などの低減を抑制することになると三井住友信託銀行は評価している。

三井住友信託銀行は同社グループの目標の進捗状況や各取り組み状況をモニタリングしていく方針である。

(c) 取水量の削減

i) 対応方針と目標に対する評価

同社グループは自然共生社会の実現に向けて、東洋製罐グループ環境方針に基づき、事業活動が生態系に与える影響を把握し、生物多様性に配慮した活動を推進している。水資源における基本的な考え方として、水は同社グループの事業活動に必要な不可欠なだけでなく、同社グループの工場等が立地する地域においても大切な資源と認識している。生産上必要な水使用量を明確に把握し、余分な水使用を抑えることで、効率的な水利用や節水の推進に取り組んでおり、中期的環境目標「Eco Action Plan 2030」では、事業活動における取水量を売上高原単位で前年度比1%改善を目標に掲げている。

2024年度の実績について、事業活動における取水量の売上高原単位は前年度比8.7%の増加となっていることから、目標達成に向けては一層の企業努力が必要であると三井住友信託銀行は考えている。

ii) 目標達成に向けた取り組み

同社グループは、気候変動の物理リスクの中で、渇水リスク、洪水被災リスクが同社グループの経営に大きな影響を与えることが確認されたため、世界資源研究所 (World Resources Institute) の水リスク評価ツール Aqueduct と、自然資本金融連盟 (Natural Capital Finance Alliance) の ENCORE を用いて、国内外の同社グループ主要生産拠点 93 拠点を対象としたリスク評価を行った結果、優先拠点到抽出された拠点は 6 拠点であった。今回の評価で抽出された渇水や洪水被災も含む水のリスクに関する総合マネジメント・システムを構築、2024年より運用開始しており、これらの負の影響の軽減に努めている。

三井住友信託銀行は同社グループの今後の取り組み進捗状況を確認するとともに、水のリスクに関する総合マネジメント・システムの運用状況についてもモニタリングしていく方針である。

図表 24 水リスク優先拠点

水資源リスク	海外2拠点
規制・評判リスク	海外1拠点
水害リスク	国内3拠点 海外2拠点

※各リスクに対して抽出された拠点には、重複している拠点が含まれていません

出典：同社ホームページ

(3) 多様な価値観の共創

本テーマが創出するインパクト	
ダイバーシティ&インクルージョン	
対応方針	
女性管理職比率の向上	
目標	女性管理職比率を 2030 年度 6%超
指標 (KPI)	女性管理職比率 ^(※) (※)対象：東洋製罐グループホールディングス株式会社、東洋製罐株式会社、東洋鋼板株式会社、東罐興業株式会社、日本クロージャー株式会社、メビウスパッケージング株式会社、東洋ガラス株式会社
インパクトエリア／トピック	
ポジティブ・インパクト	雇用
ネガティブ・インパクト	ジェンダー平等
SDGs との関連性	
SDGs 目標	「5.ジェンダー」
SDGs ターゲット	5.5

i) 対応方針と目標に対する評価

同社グループは、マテリアリティに「従業員の尊重」を挙げ、「安全と健康、ダイバーシティに配慮された職場環境を整えることに加え、新たな価値創造につながる挑戦を続ける人材を確保・育成し、競争力の維持・向上につなげる」とし、同社グループ一体となって人材の育成・活躍を推進している。人事戦略の実現に向けて、「製造部門のエンゲージメント向上」、「30 代社員のエンゲージメント向上」に加え、「女性管理職比率向上&男女賃金格差の解消」、「グループ意識及びグループ内人材流動化比率の向上」の 4 点を特に重要性の高い課題としている。

同社グループは 2030 年度の目標として、女性管理職比率 6%超を掲げ、向上に取り組んでいる。なお、6%超という目標水準について、同業他社対比では相応に高い水準であることを三井住友信託銀行は確認している。2024 年度では 5.8%となり、2019 年度の 2.7%から段階的に上昇し、間もなく達成見込みであることから、同社グループが目標の早期達成および更なる向上を目指していることを三井住友信託銀行は確認している。

図表 25 女性管理職比率と女性採用比率の推移



出典：統合報告書 2025

ii) 目標達成に向けた取り組み

同社グループは、女性採用比率及び定着率向上施策に取り組んでおり、2024年度は人権・DE&I推進分科会の下部組織としてダイバーシティ推進部会を設置し、同社グループ各社のグッドプラクティスを共有し施策を提言するほか、参加メンバー同士の交流などを通して同社グループ全体のダイバーシティの改善を目指している。また、社員の意識向上とエンゲージメントの向上を目的に、グループ社員に向けて社内ポータルでグループ各社社長からのメッセージ発信を行い、2025年3月の国際女性デーに合わせて、「みんなが咲き誇る職場づくり」をテーマとしている。

ダイバーシティ推進部会では、グループ横断のプロジェクトチームを結成し、「多様性の対応」の実現に向け、性別や年代にかかわらず、家庭やプライベートも充実させる働き方の実現が、事業の継続及びビジョンの達成において重要であるとの考えのもと、活動に取り組んでいる。さらに、多様な視点や現状の課題を理解し、多様性を尊重する文化の醸成につなげることを目的に、ダイバーシティ推進部会のプロジェクトメンバーが業務を進める中で感じた課題や、プロジェクトへの参加を通じて得られた気づきを同社グループ Web サイトで公開している。今後もこうした取り組みを通して、同社グループ全体の意識向上へとつなげていく。

三井住友信託銀行は今後の進捗状況や必要に応じて本目標の見直しの検討状況、女性採用比率及び定着率向上施策の取り組み状況を確認していく。

3-2. JCR による評価

JCR は、本 PI 評価の KPI に基づくインパクトについて、PIF 原則に例示された評価基準に沿って以下のとおり確認した結果、多様性・有効性・効率性・追加性が期待されると評価している。当該 KPI は、上記のインパクト特定及び同社のサステナビリティ活動の内容に照らしでも適切である。

① 多様性：多様なポジティブ・インパクトがもたらされるか

本 PI 評価に基づくファイナンスは、同社のバリューチェーン全体を通して、多様なポジティブ・インパクトの発現及びネガティブ・インパクトの抑制が期待される。

各 KPI が示す 3 項目のインパクトは、以下のとおりそれぞれ幅広いインパクトエリア／トピックに亘っている。

(1) 社会課題の解決およびサーキュラーエコノミーの実現

ポジティブ・インパクト：「健康及び安全性」、「食糧」、「気候の安定性」、「資源強度」、「廃棄物」

(2) 環境への貢献

ネガティブ・インパクト：「気候の安定性」、「水域」、「大気」、「土壌」、「生物種」、「生息地」、「資源強度」、「廃棄物」

(3) 多様な価値観の共創

ポジティブ・インパクト：「雇用」

ネガティブ・インパクト：「ジェンダー平等」

また、これらをバリューチェーンの観点から見ると、例えば販売段階ではライフスタイルや消費者ニーズといった多様性への対応、全段階に亘る脱炭素社会、資源循環社会、自然共生社会の実現等が挙げられる。また、従業員に対する取り組みとしてダイバーシティの推進が挙げられる。

② 有効性：大きなインパクトがもたらされるか

同社グループは、2025 年 3 月期連結売上 9,225 億円、連結従業員数 18,830 名を擁する総合容器のトップメーカーである。中核の包装容器事業においては、「缶・PET ボトル・飲料用および食品用紙カップ」の製品シェアは国内 1 位（同社調べ）であり、国内の包装容器業界を牽引する企業である。また、国内のみならずアジアを中心に世界 17 か国に進出するグローバル企業でもあり、国際的な総合容器メーカーとして大きなプレゼンスを有する。

総合容器のトップメーカーである同社グループが、本 PI 評価において示された取り組みを推進することで、経済・環境・社会におけるインパクトは、日本のみならずグローバルに波及していくことが期待される。

③ 効率性：投下資本に比して大きなインパクトがもたらされるか

本 PI 評価に基づくファイナンスは、ポジティブ・インパクトを効率的に発現させるとともに、ネガティブ・インパクトの抑制にも寄与することが期待される。

同社グループは、持続可能な社会の実現に向けて価値の最大化を図るべく、2050 年を見据えた「長期経営ビジョン 2050『未来をつつむ』」を策定しており、同社グループの目指す姿・ありたい姿として、“世界中のあらゆる人びとを安心・安全・豊かさでつつむ「くらしのプラットフォーム」「未来をつつむ」」を掲げている。また、長期経営ビジョンおよび中期経営計画で掲げた中長期の戦略、ありたい姿に照らし合わせ、6 つのマテリアリティを設定している。本 PI 評価において示された取り組みを推進することは、ありたい姿、マテリアリティとも密接に関係しており、同社グループが目指す長期ビジョンの実現に資する。

同社は、サステナビリティ経営をグループ横断的に行うことを目的として、グループサステナビリティ委員会を設置している。グループサステナビリティ委員会は、同社社長を委員長とし、ビジネス及びコーポレートを担当する同社グループの役員が構成委員となっており、年 4 回開催される。さらに、ESG テーマごとに推進分科会（環境活動推進分科会、人権・DE&I 推進分科会、グループガバナンス推進分科会）を設置している。これらの会議体を通じて、経営陣と関係部署及び各事業会社が連携し、実効性の高いガバナンス体制構築することで、経済価値と社会価値の向上を目指している。

本 PI 評価で設定された各 KPI は、同社が特定したマテリアリティに対応するものであり、本 PI 評価に基づくファイナンスにより、求められるインパクトがより効果的に創出・抑制されることが見込まれる。

④ 倍率性：公的資金や寄付に比して民間資金が大きく活用されるか

各 KPI が示すインパクトについて、本項目は評価対象外である。

⑤ 追加性：追加的なインパクトがもたらされるか

本 PI 評価に基づくファイナンスは、以下にリストアップしたとおり、SDGs の 17 目標及び 169 ターゲットのうち複数の目標・ターゲットに対して、追加的なインパクトが期待される。

(1) 「社会課題の解決およびサーキュラーエコノミーの実現」に係る SDGs 目標・ターゲット



目標 2：飢餓をゼロに

ターゲット 2.1. 2030 年までに、飢餓を撲滅し、全ての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。



目標 12：つくる責任 つかう責任

ターゲット 12.5. 2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。



目標 13：気候変動に具体的な対策を

ターゲット 13.1. すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）および適応の能力を強化する。

(2) 「環境への貢献」に係る SDGs 目標・ターゲット



目標 6：安全な水とトイレを世界中に

ターゲット 6.4. 2030 年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。

ターゲット 6.6. 2020 年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。

目標 7：エネルギーをみんなにそしてクリーンに



ターゲット 7.2. 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。

ターゲット 7.3. 2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。



目標 12：つくる責任 つかう責任

ターゲット 12.2. 2030 年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。

ターゲット 12.4. 2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。



目標 13：気候変動に具体的な対策を

ターゲット 13.1. すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）および適応の能力を強化する。

(3)「多様な価値観の共創」に係る SDGs 目標・ターゲット



目標 5：ジェンダー平等を実現しよう

ターゲット 5.5. 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。

4. モニタリング方針の適切性評価

三井住友信託銀行は、同社グループの事業活動から意図されたポジティブ・インパクトが継続して生じていること、重大なネガティブ・インパクトが引き続き適切に回避、低減されていることを、継続的に少なくとも年1回モニタリングする。本PI評価の契約にあたっては、インパクトを生み出す活動やKPI等に関して、継続的、定期的、かつ必要に応じて適時に情報開示することを同社に要請している。同社の各種開示情報等を確認することにより、目標達成に向けた進捗度合い及び取り組みをモニタリングし、その結果について三井住友信託銀行グループのホームページに開示していく。各KPIに係る目標については、本PI評価に基づくファイナンスの契約期間後の目標年度までの施策や、契約期間中に目標年度が到来した場合の後続目標の設定状況等についても確認する。イベント発生時においては、同社から状況をヒアリングし、必要に応じて対応策等に関するエンゲージメントを行う。

本PI評価に基づくファイナンスの資金提供者となった三井住友信託銀行以外の金融機関等は、上記モニタリング結果について三井住友信託銀行グループのホームページで確認することができる。当該金融機関等は、モニタリング結果の確認を踏まえ、必要に応じ自らの判断において同社と直接エンゲージメントを行う。

なお、モニタリングの結果、①本PI評価の前提となる同社のサステナビリティ活動に重大な影響を与える事象（サステナビリティ方針・推進体制の変更、マテリアリティの変更、M&A等の発生、規制等の制度面の大幅な変更、天災や感染症蔓延等の異常事象等）が認められた場合、②①及びその他の要因により本PI評価で選定されたインパクトに変更が生じた場合、あるいは③KPI・目標に変更が生じた場合、本PI評価の内容は更新される。

JCRは、以上のモニタリング方針について、本PI評価のインパクト特定及びKPIの内容に照らして適切であると評価している。

5. モデル・フレームワークの活用状況評価

JCRは上記2～4より、本PI評価において、SDGsに係る三側面（環境・社会・経済）を捉えるモデル・フレームワークの包括的インパクト分析（インパクトの特定・評価・モニタリング）が、十分に活用されていると評価している。

IV. PIF 原則に対する準拠性等について

JCR は、三井住友信託銀行の PIF 商品組成に係るプロセス、手法及び社内規程・体制の整備状況、並びに同社に対する PI 評価について、以下のとおり確認した結果、PIF 原則における全ての要件に準拠していると評価している。また、本 PI 評価は「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であると評価している。

1. PIF 第 1 原則 定義

原則	JCR による確認結果
PIF は、ポジティブ・インパクト・ビジネスのための金融である。	本 PI 評価は、三井住友信託銀行が同社のポジティブ・インパクト・ビジネスを支援するための PIF を実施する枠組みと位置付けられている。
PIF は、持続可能な開発の三側面（環境・社会・経済）に対する潜在的なネガティブ・インパクトが十分に特定、緩和され、一つ以上の側面でポジティブな貢献をもたらす。	本 PI 評価に基づくファイナンスでは、環境・社会・経済の三側面に対するネガティブ・インパクトが特定、緩和され、ポジティブな成果が期待される。
PIF は、持続可能性の課題に対する包括的な評価により、SDGs における資金面の課題への直接的な対応策となる。	本 PI 評価に基づくファイナンスは、SDGs との関連性が明確化され、当該目標に直接的に貢献し得る対応策となる。
PIF 原則は、全カテゴリーの金融商品及びそれらを支える事業活動に適用できるよう意図されている。	本 PI 評価では、タームローンをはじめとする各種ファイナンスが想定されている。
PIF 原則はセクター別ではない。	本 PI 評価では、同社の事業活動全体が分析されている。
PIF 原則は、持続可能性の課題における相互関連性を認識し、選ばれたセクターではなくグローバルなポジティブ及びネガティブ・インパクトの評価に基づいている。	本 PI 評価では、各インパクトのポジティブ・ネガティブ両面が着目され、ネガティブな側面を持つ項目にはその改善を図る目標が、ポジティブな側面を持つ項目にはその最大化を図る目標が、それぞれ設定されている。

2. PIF 第2原則 フレームワーク

原則	JCRによる確認結果
<p>PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。</p>	<p>三井住友信託銀行は、ポジティブ・インパクトを特定しモニターするためのプロセス・方法・ツールを開発した。また、運営要領として詳細な規程を設けており、職員への周知徹底と評価の一貫性維持に有効な内容となっている。一方、今後案件数を重ねる中で、投融資判断の参考となるポジティブ・インパクトの尺度につき具体的な基準を検討していくことで、PIF としてより効果的な投融資を実行し得るものと考えられる。</p>
<p>事業主体は、ポジティブ・インパクトを特定するための一定のプロセス・基準・方法を設定すべきである。分析には、事業活動・プロジェクト・プログラムだけでなく、子会社等も含めるべきである。</p>	<p>三井住友信託銀行は、モデル・フレームワークに沿って、ポジティブ・インパクトを特定するためのプロセス・基準・方法を設定しており、子会社等を含む事業活動全体を分析対象としている。</p>
<p>事業主体は、ポジティブ・インパクトの適格性を決定する前に、一定の ESG リスク管理を適用すべきである。</p>	<p>三井住友信託銀行は、ポジティブ・インパクト分析に際し、UNEP FI から公表されているインパクト・レーダー及びインパクト分析ツールを活用している。</p>
<p>事業主体は、金融商品として有効な期間全体に亘り意図するインパクトの達成をモニターするための、プロセス・基準・方法を確立すべきである。</p>	<p>三井住友信託銀行は、モニタリングのためのプロセス・基準・方法を確立している。</p>
<p>事業主体は、上記のプロセスを実行するため、必要なスキルを持ち、然るべき任務を与えられたスタッフを配置すべきである。</p>	<p>三井住友信託銀行には、上記プロセスを実行するために必要なスキルを持つ担当部署・担当者が存在している。</p>
<p>事業主体は、上記プロセスの導入について、必要に応じてセカンド・オピニオンや第三者による保証を求めるべきである。</p>	<p>三井住友信託銀行は、今般 JCR にセカンド・オピニオンを依頼している。</p>
<p>事業主体は、プロセスを随時見直し、適宜更新すべきである。</p>	<p>三井住友信託銀行は、社内規程によりプロセスを随時見直し、適宜更新している。本第三者意見に際し、JCR は 2023 年 10 月改定の社内規程を参照している。</p>
<p>ポジティブ・インパクト分析は、例えば商品・プロジェクト・顧客に関する研修や定期的なレビューの際、既存のプロセスと同時に行うことができる。ポジティブ・インパクト分析は、一般に広く認められた既存のツール・基準・イニシアティブがあれば、それらを有効に活用することができる（例えばプロジェクト・ファイナンスでは、赤道原則は一般に広く認められたリスク管理基準である）。</p>	<p>三井住友信託銀行は、ポジティブ・インパクト分析に際し、参考となる基準等が明記された UNEP FI のインパクト・レーダー及びインパクト分析ツールを活用している。</p>

3. PIF 第3原則 透明性

原則	JCRによる確認結果
PIFを提供する事業主体（銀行・投資家等）は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。 ・ポジティブ・インパクトとして資金調達する活動・プロジェクト・プログラム・事業主体、その意図するポジティブ・インパクト（原則1に関連） ・適格性の決定やインパクトのモニター・検証のために整備するプロセス（原則2に関連） ・資金調達する活動・プロジェクト・プログラム・事業主体が達成するインパクト（原則4に関連）	本PI評価に基づくファイナンスは、本第三者意見の取得・開示により透明性が確保される。また、同社はKPIとして列挙された事項につき、統合報告書・ウェブサイト等で開示していく。当該事項につき、三井住友信託銀行は定期的に達成状況を確認し、必要に応じてヒアリングを行うことで、透明性を確保していく。

4. PIF 第4原則 評価

原則	JCRによる確認結果
事業主体（銀行・投資家等）の提供するPIFは、実現するインパクトに基づいて評価されるべきである。	三井住友信託銀行は、本PI評価に基づくファイナンスについて、期待されるインパクトをPIF第4原則に掲げられた5要素（①多様性、②有効性、③効率性、④倍率性、⑤追加性）に基づき評価している。JCRは、当該インパクトについて第三者意見を述べるに際し、十分な情報の提供を受けている。

5. インパクトファイナンスの基本的考え方

PIF TFの「インパクトファイナンスの基本的考え方」は、インパクトファイナンスをESG金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方を整理しているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないが、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及びESG金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージである。

- 要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブ・インパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの
- 要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの
- 要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの
- 要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

「インパクトファイナンスの基本的考え方」は、インパクトファイナンスを上記の4要素を満たすものとして定義しており、本PI評価は当該要素と整合的である。また、本PI評価におけるインパクトの特定・評価・モニタリングのプロセスは、「インパクトファイナンスの基本的考え方」が示しているインパクトファイナンスの基本的流れ（特に企業の多様なインパクトを包括的に把握するもの）と整合的である。

V. 結論

以上より、JCR は、本 PI 評価が PIF 原則及びモデル・フレームワークに適合していること、また「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合していることを確認した。

(担当) 川越 広志 ・ 國府田 育伸

本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融（PIF）原則への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースが纏めた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、本 PIF がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、本 PIF によるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本 PIF における KPI の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は以下の原則等を参照しています。

国連環境計画金融イニシアティブ

- ・ポジティブ・インパクト金融原則
- ・資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース

- ・インパクトファイナンスの基本的考え方

3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本 PIF の事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であると問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コモディティ・ペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト金融原則への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。

調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<http://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル